

## 第6章 各種計画の量の見込みと確保方策

- 第1節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- 第2節 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策
- 第3節 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進

## 1 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

本計画は、児童福祉法をはじめとする関係法令や「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(令和6(2024)年3月12日子支課第125号こども家庭庁支援局長通知、以下「計画策定要領」という。))を踏まえ、さまざまな事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めるため、策定するものです。

児童福祉法では、国及び地方自治体の責務として「児童が家庭において心身ともにすこやかに養育されるよう、児童の保護者を支援」すること、家庭で生活することが困難である児童については「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育」すること、それが適当でない児童については「できる限り良好な家庭的環境において養育」することを定めています。また、代替養育(里親家庭や児童養護施設・乳児院等での養育)を必要とする場合においても、児童の考えや意見を聴き、その状況なども斟酌しながら、生活の場を定めていくことが必要になります。

本市においても児童相談所への児童虐待相談・通告件数の増加等、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増加していると考えられることから、こどもが家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防につながる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育につなげ、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ることや、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。

### (1) 基本的な考え方

本計画では次の3つを基本的な考え方として施策を展開します。

#### 《基本的な考え方I》 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育て上の不安や悩みなどを抱えこみ、SOSを出すことができず、必要な支援につながっていない子育て家庭があることも考えられます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭においてすこやかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

## 1 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

### (1) 基本的な考え方

#### 《基本的な考え方Ⅱ》 代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念から、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、さまざまな状況にある児童に対し適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。

児童への支援の基盤となるものは、権利擁護であり、その一環として、意見表明などの機会を担保し、児童の最善の利益を実現していくことが求められます。

里親家庭・施設等においてすべての要保護児童が心身ともにすこやかに養育され自立できるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実をめざします。

#### 《基本的な考え方Ⅲ》 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、さまざまな状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保するなど、里親と施設の両輪により、社会的養護の体制整備を進めていきます。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

### (2) 「量の見込みと確保方策」について

この計画は計画策定要領に基づき、令和6(2024)年度に策定した令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保方策について、より効果的・実効的に行う必要があることから、令和7(2025)年度に計画の見直しを図り、令和8(2026)年度以降の支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組の促進を定めたものとなっています。

令和2(2020)年2月に策定した「川崎市社会的養育推進計画」では、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度を第1期、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度を第2期、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度を第3期としており、第2期は第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン第6章、第3期は本節において社会的養育推進計画の位置づけを行っています。

## 1 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

### (3) 評価のための指標とPDCAサイクルの運用について

計画の進捗については毎年度、計画策定要領に基づき点検・評価を行い、庁内の会議や子ども・子育て会議へ報告を行うとともに、課題となっている部分等の取り組みについて見直しを行うなど、適切なPDCAサイクルを運用していきます。

## 2 当事者である子どもの権利擁護の取組

### (1) 現行計画の達成見込み・要因分析

児童福祉法の理念に基づき、子どもの権利擁護の観点から、一時保護の措置や代替養育を受けるこどもの状況や意向を踏まえながら代替養育等の環境を選択するとともに、一時保護や代替養育を行う者が、こどもの生育状況や新たな環境で生活することに留意しながら、こどもに寄り添った支援を行っていくことが必要です。

令和4(2022)年の児童福祉法等改正では、社会的養護に係る子どもの権利擁護の強化を図るため、施設入所等の措置や一時保護の決定等を行う場合には、年齢、発達の状況等のこどもの事情に応じて意見聴取等措置をとらなければならないものとされたことや、意見表明等支援事業が創設されたことなど、子どもの権利擁護に係る環境整備が規定され、本市においても取組を進めていく必要があります。

### (2) 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

こどもの意見聴取等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親等への委託や施設入所時、一時保護開始時にすべてのこどもに対し「子どもの権利ノート」等を配付し、子どもの権利について説明するとともに、人権オンブズパーソンへ相談ができるよう環境を整備しています。</li> <li>・児童相談所が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、一時保護の決定時等措置開始時等においてこどもの意見聴取等を行っています。</li> <li>・意見表明等支援員を一時保護施設等に派遣する意見表明等支援事業を実施しています。</li> <li>・こどもから出された意見・意向については、援助方針等こどもの状況を勘案しながら児童相談所内で支援方法や内容を検討・協議し、可能な限り尊重するよう取り組んでいます。</li> </ul>
子どもの権利擁護に関する研修の実施	児童相談所職員及び区役所職員に対し、児童相談所新任研修・児童福祉司任用後研修・要保護児童対策地域協議会調整担当者研修において子どもの権利に関する内容を実施しています。

## 2 当事者である子どもの権利擁護の取組

### (3) 資源の整備・取組方針

現在の取組に加え、令和6(2024)年度から開始した意見表明等支援事業については、意見表明等支援員の確保をすることにより、活動日数の増加や施設入所児童への実施等、拡充に向けて取組をさらに推進していきます。

### (4) 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績 R6年度
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
意見表明支援を利用可能な児童数	993人	997人	1,000人	1,002人	1,004人	993人
意見表明等支援事業における意見表明等支援員の活動延べ日数	55日	100日	100日	100日	100日	20日
子どもの権利擁護に関する研修の実施回数(年)	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
子どもの権利擁護に関する研修の受講者数	59人	59人	59人	59人	59人	68人

### 3 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

#### (1) 現行計画の達成見込み・要因分析

##### (1)-1 区役所における相談支援体制の整備

児童虐待等の未然防止に向けては、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し、必要な相談支援につなげていくことが必要です。

本市では、これまで各区地域みまもり支援センターに子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点を位置づけ、こども家庭相談支援に関わる専門的支援機能を構築し、総合的な相談支援を実施してきたところですが、令和4(2022)年に改正された児童福祉法において、市町村はすべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされ、本市も対応が求められています。

##### (1)-2 家庭支援事業等の実施による相談支援の充実

令和4(2022)年改正の児童福祉法により、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が創設され、また、これらの3事業に子育て短期支援事業・一時預かり事業・養育支援訪問事業を加えた6事業については、児童福祉法上「家庭支援事業」と位置づけられ、市町村による利用勧奨・措置が可能となりました。本市においても家庭支援事業を実施することにより、ヤングケアラーを含む子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援につなげていくことで、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことが求められています。

また、経済的な事情やDV被害等により地域での生活が困難な母子家庭については、安全な生活の場を確保するとともに、その後の地域での生活への円滑な移行に向けた専門的支援を行う必要があります。本市に設置している母子生活支援施設では、そうした母子家庭に生活の場を提供するとともに、生活や就労に関するサポートを行い、併せて退所した方への相談支援等を行っています。

##### (1)-3 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

児童家庭支援センターは、相談・支援を担当する専門職や心理療法担当職員がこどもの養育に不安を抱える家庭の相談支援等を行っています。

児童家庭支援センターはこうした専門的な支援を身近な地域で行う機関として、児童相談所や区役所等との連携のあり方や児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューについてなど、地域における相談支援について行政と共に検討していくことが必要です。

### 3 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

#### (2) 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

こども家庭センター機能の整備	令和7(2025)年度から各区地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置づけ、サポートプラン策定等の取組を試行的に実施しています。
こども家庭相談に関わる区役所等職員への研修実施	要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、区役所職員等への人材育成に取り組んでいます。
家庭支援事業	家庭支援事業のうち、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業(令和7(2025)年10月開始)を実施しています。 事業概要、令和6(2024)年度実績等は各ページ参照 子育て短期支援事業 121・205ページ / 養育支援訪問事業 118・207ページ 一時預かり事業(幼稚園型・保育所における一時預かり) 84・211・212 子育て世帯訪問支援事業 121・207ページページ
児童家庭支援センターの設置	市内2か所の乳児院・4か所の児童養護施設に児童家庭支援センターを併設し、相談・支援を担当する専門職や心理療法担当職員が養育に不安を抱える家庭への相談支援を行っています。また、保護者の病気や出産、育児疲れ等により、家庭で一時的にこどもの育児が困難な場合に、原則7日以内でこどもを預かる「子育て短期支援事業」の窓口となっています。

#### (3) 資源の整備・取組方針

##### (3)-1 区役所における相談支援体制の整備

令和8(2026)年度からこども家庭センターでの取組を実施することにより、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し切れ目のない支援の更なる充実に取り組みます。

##### (3)-2 家庭支援事業等の実施による相談支援の充実

こども家庭センターにおいてサポートプランに基づく支援を実施することにより、今後家庭支援事業につながる児童・家庭の増加も見込まれることから、これまで実施している既存事業の充実を図るとともに、新規の3事業うち、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業についても実施に向けて検討を進めます。

また、母子生活支援施設に入所する母子等に対しては、児童、母親それぞれを対象とした支援の充実を図りながら、施設退所後の地域での安定した生活を見据え、とりわけ母親の生活能力や社会性の向上、就労に結びつく各種サポートを踏まえた自立支援にも今後注力していく必要があります。

### 3 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

#### (3) 資源の整備・取組方針

##### (3)-3 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

乳児院や児童養護施設が持つこどもの養育や家族支援等に関する専門性を活かし、児童家庭支援センターによる相談支援の充実、子育て短期支援事業の実施、児童福祉法に基づき児童家庭支援センターが支援を行うことが効果的であるもの等について指導委託を行うことで、子育て支援及び保護者支援の充実を図ります。

#### (4) 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績 R6年度
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
こども家庭センターの設置数	7か所(試行実施)	7か所	7か所	7か所	7か所	0か所
こども家庭相談に関する区役所等職員への研修実施回数	21回	21回	21回	21回	21回	20回
こども家庭相談に関する区役所等研修の延べ受講者数	520人	520人	520人	520人	520人	407人
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	7区で実施	7区で実施	7区で実施	7区で実施	7区で実施	0区
児童家庭支援センター設置数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
子育て短期支援事業を委託している児童家庭支援センター数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	3件	3件	3件	3件	3件	3件

※家庭支援事業については、子ども・子育て支援事業計画に基づく量の見込み・確保方策を位置づけ(子育て短期支援事業205ページ、養育支援訪問事業207ページ、子育て世帯訪問支援事業207ページ、児童育成支援拠点事業208ページ、親子関係形成支援事業208ページ、一時預かり事業(幼稚園型・保育所における一時預かり)211・212ページ参照)

## 4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

### (1) 現行計画の達成見込み・要因分析

特定妊婦等の支援対象者に対しては、これまでも区役所などにおいて丁寧な支援を実施していますが、さまざまな事情によりやむを得ず一時的に母子を分離して支援を行うこともありました。相談支援をはじめとして、支援対象者が抱える悩みや課題などについては、早期に把握し、必要な支援を行う機関につなぐことが求められますが、どこに相談したらよいかわからない、家族等にわからないように相談したいが難しい、そもそも行政等の支援を求めたくない等、つながりをもつこと自体にハードルがある場合も多く、着実に支援の手が届くことが求められます。

### (2) 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

妊産婦等生活援助事業の事業所数	特定妊婦への支援については、区役所地域みまもり支援センターや、児童相談所職員が、各ケースごとに個別対応し、必要に応じて一時保護等を実施してきました。なお、本事業の事業所については令和6(2024)年10月に1か所開所しました。
研修の実施回数(年間)	児童相談所の新任研修、児童福祉司任用後研修や、要保護児童対策地域協議会調整担当者研修等において、特定妊婦等への支援等について研修を実施しています。
助産施設の設置数	経済的な理由で出産費用を負担できない方が、安心して入院出産できるよう補助を行う、児童福祉法に定められた制度で、市内3施設において実施しています。

### (3) 資源の整備・取組方針

令和4(2022)年の児童福祉法改正に伴い都道府県等の事業として位置づけられた妊産婦等生活援助事業は、支援対象者が地域で暮らしながら、通所あるいは必要に応じて事業所へ入居することにより、母子を分離せず、生活上の支援や各種相談等の対応を行います。

また、既存の乳児院や母子生活支援施設との連携を図ることで、各施設で培ってきた養育機能やアセスメントの専門性などを、本事業の利用者の支援に活かしていきます。

特定妊婦数が増加傾向の中で、特に今後入居による支援を含め、本事業が実施する各種支援につながる方が増加していくと見込まれます。本市においても令和6(2024)年度中に開設した事業所を中心に、一人でも多くの支援対象者が本事業につながるよう周知等を図るとともに、支援の実績を蓄積し、安心して子育てができるよう、事業拡充を進めます。

## 4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

### (4) 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
妊産婦等生活援助事業の事業所数	1件	1件	2件	2件	2件	1件
研修の実施回数(年間)	1回	1回	1回	1回	1回	1回
助産施設の設置数	3件	3件	3件	3件	3件	3件

## 5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

代替養育を必要とする児童数(措置児童数)は、計画策定要領に示された算定方法に基づき、将来児童人口推計及び過去の児童人口に占める措置児童数の割合(措置率)を算定し推計します。

本章第1節「4 就学前児童の将来人口推計について」で行った推計時点では、児童人口は令和11(2029)年まで減少傾向であるものの、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、当面は措置児童数の増加が継続すると予測し算定を行っています。

なお、措置児童数については毎年度状況を把握し、計画の改定時期に合わせて検証を行い、必要に応じて推計の見直しを行います。

### ■代替養育を必要とする児童数の推計

(単位:人)

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
児童人口	241,047	237,418	233,198	228,315	223,638	245,047
児童人口に対する措置率	0.144%	0.148%	0.152%	0.156%	0.161%	0.140%
措置率増加率	-	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%	3.3%
縁組成立控除前措置児童数	347	351	354	356	358	343
措置児童数	341	345	348	350	352	342

※令和7(2025)年度の措置率については、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの平均(0.144%)を採用しています。

※措置率増加率については、児童相談所一時保護施設において、公的保護方向の判断に基づき里親や施設に措置を行う予定の児童が常時相当数いることを踏まえ、第2期計画策定時に用いた数値(2.7%)を採用しています。

※措置児童数の算定に際しては、計画策定要領に基づき、毎年度対象児童のうち特別養子縁組が成立すると見込まれる児童数を引いて算定しています。

## 5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

■代替養育を必要とする児童数の推計(年齢別)

(単位:人)

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
就学前児童(3歳未満)	32	32	33	33	33	35
(里親等委託率対象児童数)	32	32	33	33	33	35
就学前児童(3歳以上)	48	49	49	49	50	55
(里親等委託率対象児童数)	42	43	43	43	44	50
就学児童	261	264	266	268	269	252
(里親等委託率対象児童数)	206	203	205	207	202	211
合計	341	345	348	350	352	342
(里親等委託率対象児童数)	280	278	281	283	279	296

※里親等委託率対象児童数とは、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童数全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)入所児童数を控除した人数をいいます。

## 6 一時保護施設の質の向上に向けた取組

### (1) 現行計画の達成見込み・要因分析

令和4(2022)年の児童福祉法改正により、一時保護となるこどもの状況に応じた個別ケアや子どもの権利擁護等を促進することや、一時保護の質を担保することを目的して、内閣府令「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が定められ、本市においても令和7(2025)年3月に「川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」を制定しました。今後は、本条例及び国が令和6(2024)年4月に改正した「一時保護ガイドライン」に沿って、一時保護施設の環境改善やこどもの権利擁護に一層取り組んでいく必要があります。

また、令和7(2025)年7月に中部児童相談所一時保護施設の建替え及び定員増を実施するとともに、ユニット化移行等に関する基準に沿った対策を進めていますが、こどもの最善の利益を考慮しながら、今後も一時保護施設の質の向上に取り組んでいきます。

## 6 一時保護施設の質の向上に向けた取組

### (2) 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

一時保護施設 の環境整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恒常的な定員超過状態の解消や今後さらに一時保護児童数が増加した際にも確実に受け入れができるよう体制を確保するため、令和2(2020)年度から中部児童相談所一時保護施設の改築に着手し、市全体で最大100名の受け入れが可能となるよう整備を進め、令和7(2025)年7月に供用開始しました。</li> <li>・一時保護施設の運営等に関する会議を定期的に開催し、一時保護施設での生活やこどもへの対応について検討を行っています。</li> <li>・一時保護されたこどもに対し権利擁護や適切なケアが実施できる人材を育成するため、毎月一時保護施設職員に対して研修等を行っています。</li> </ul>
------------------	--

### (3) 資源の整備・取組方針

これまでの一時保護施設におけるこどもへの意見聴取をはじめ、一時保護施設の運営等に関する検討、一時保護施設職員への人材育成等の取組を継続するとともに、一時保護が長期化するこどもに対しどのように環境を整備していくか、引き続き検討していきます。

### (4) 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
一時保護施設の定員数	88人	94人	94人	94人	94人	70人
第三者評価を実施している一時保護施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
一時保護施設職員に対する研修の実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
一時保護施設職員に対する研修の延べ受講者数	195人	195人	195人	195人	195人	195人
一時保護が可能な児童福祉施設の数	18	20	20	20	22	16
一時保護施設平均入所日数	52日	52日	52日	52日	52日	57日
一時保護施設平均入所率	86.9%	81.4%	81.4%	81.4%	81.4%	86.9%

## 7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

### (1) 現行計画の達成見込み・要因分析

#### (1)-1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

本市では区役所地域みまもり支援センターにおける児童虐待予防の支援により、地域での生活を継続できるよう取り組んでいますが、さまざまな事情で家庭での養育が難しく、代替養育を必要とするこどもに対しては、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが必要です。

#### (1)-2 親子関係再構築に向けた取組

親子関係再構築支援は、離れて生活しているこどもと親のみを対象とするだけでなく、権利に根差して、こどものすこやかな育ちのため、パーマネンシー保障をめざす中で、こどもの最善の利益の実現を目的としているため、本市においても、児童相談所や関係機関等がこどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築する必要があります。

※親子関係再構築支援とは、こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むことです。

#### (1)-3 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

児童相談所におけるケースマネジメントの考え方については7(1)-1に示したとおり、こどもの意向や状況等を踏まえた家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方にに基づき、代替養育が開始された時点から、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰をめざすとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討します。

### (2) 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築	区役所地域みまもり支援センターと連携しながら児童虐待の重症化予防に取り組むとともに、こどもの家庭復帰が難しい場合は、できる限り家庭的な養育環境を確保するよう特別養子縁組や里親への措置を検討しています。
親子関係再構築に向けた取組	令和6(2024)年度から各児童相談所において児童福祉司・児童心理司からなる専任チームを設け、親子関係再構築支援事業の試行実施を含む、親子関係再構築のための相談支援を行っています。
特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	養子縁組里親支援に特化したフォスタリング機関と児童相談所が連携し、乳児院に一時保護委託となった乳児等を中心に、迅速かつ丁寧なアセスメントに基づき、特別養子縁組成立をめざすなど、パーマネンシー保障に基づく支援を行っています。

## 7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

### (3)資源の整備・取組方針

#### (3)-1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

児童相談所はこどもを心身ともに安全かつ健全に養育ができるよう家庭に対する支援を行い、家庭復帰をめざすとともに、それが困難な場合は親族等養育、特別養子縁組の委託を検討するなどケースマネジメントをさらに推進します。

#### (3)-2 親子関係再構築に向けた取組

ペアレントトレーニング等個別の保護者支援プログラムの実施をはじめ、家族の抱えるリスクやニーズ等のアセスメントに基づいてこどもと親の状況に応じた適切な支援を展開できるよう、親子関係再構築に向けた総合的な支援に取り組んでいきます。また、こどもや保護者を取り巻く社会環境の変化と多様なニーズに応えられるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等により人材育成を図りながら、職員間で実践を共有し、支援の質の向上につなげます。

親子関係再構築支援の実施にあたって、児童相談所との相談関係を構築することが難しい状況にある保護者に対しては、児童相談所以外の機関や支援者が保護者をサポートする体制づくりは重要であり、児童相談所以外の第三者機関が加わることで、多様な立場から保護者とこどもを支援する体制づくりにつながることから、保護者支援プログラムの実施機関等と連携・協働することにより、さらに専門性を活かした支援を行います。

#### (3)-3 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

本市では、養子縁組里親の支援に特化した形のフォスタリング機関を令和2(2020)年度から1機関設置しており、特別養子縁組に関する制度の理解、普及啓発やリクルート及び養親となる里親の育成、こどもの委託後の支援、特別養子縁組成立後の支援などを、児童相談所の援助期間経過後も継続的に実施するなど、永続的な家族関係の形成とその後の支援を担っています。

## 7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

## (4) 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
児童相談所における専門チームの配備	3班	3班	3班	3班	3班	3班
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	38件	44件	50件	56件	62件	40件
親への相談支援に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	16回	16回	16回	16回	16回	13回
親への相談支援に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	350人	350人	350人	350人	350人	262人
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	6件	6件	6件	6件	6件	1件
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	59人	59人	59人	59人	59人	68人